

令和5年5月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日(金) 午後2時 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 議案第5号 令和4年度最適化活動推進委員等の活動実績について
 - 議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
 - 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7項の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	(欠席)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	(欠席)
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、議案7件、報告事項4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお、議席番号4番委員、同じく15番委員より、欠席届が出ています。よって、令和5年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号19番委員、同じく22番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号16番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請

について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、稲吉地内の田2筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、大崎地内の田3筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不能のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、井上地内の畑3筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人の贈与で、譲受人へ所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをお願いします。

番号4は、下岩田地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人の贈与で、譲受人へ所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転の4件につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

それでは、議席番号16番委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。露天資材置場として一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、甘木鉄道立野駅から概ね1キロメートル以内の農地で、1キロ圏内の宅地化率が40%以上ですので、第2種農地に区分されます。代替地の検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。現状のまま、農地の一部を資材置場で利用する計画であり、雨水は自然流下します。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、三沢地内の畑1筆です。露天資材置場を設置するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線三沢駅から概ね500メートル以内の区域内の農地で、第2種農地に区分されます。東側の既存施設の拡張で、同一の事業の用に供されるため、代替地検討は不要となり、立地基準を満たすこととなります。資材置き場で利用する計画であり、雨水は東側の既存施設の水路へ排水される計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3は、大保地内の田3筆です。露天資材置場を設置するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線大保駅から概ね1キロメートル圏内の農地で、圏内の宅地化率40%以上ですので、第2種農地に区分されます。代替地の検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。資材置き場で利用する計画であり、雨水は西側の既存施設の水路へ排水される計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書4ページをお願いします。

番号4は、小郡地内の畑2筆です。一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、甘木鉄道立野駅から概ね1キロメートル以内の農地で、圏内の宅地化率が40%以上ですので、第2種農地に区分されます。非農地部分と同一の事業の用に供されるため、代替地の検討は不要となり、立地基準を満たすこととなります。上下水道は西側の県道内の公共上・下水道管に接続し、雨水排水は、宅内の雨水浸透枳を設けて排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号5は、大崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、申請地の北側市道内に上・下水道が埋設されており、500メートル圏内には「市立大崎保育所」「ひやまクリニック呼吸器内科」の二つ以上の教育・医療施設があるため、第3種農地となり、原則転用ができることとなります。

上・下水道は北側市道内の公共上・下水道管に接続し、雨水排水は宅内の雨水浸透枳を設けて排水する計画です。また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号6は、上西鯨坂地内の田1筆です。特定建築条件付き売買予定地として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、南側市道内に上・下水道管が埋設されており、500メートル圏内には「市立宝城中学校」、「井手内科胃腸科」の2以上の教育・医療施設が存するため、第3種農地となり、原則転用ができることとなります。

上・下水道は南側の市道内の公共上下水道管に接続し、雨水排水は開発道路内の新設側溝を経由し、南側の既存水路へ排水する計画です。また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書5ページをお願いします。

番号7は、二森地内の田1筆です。特定建築条件付き売買予定

地として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、東側の市道内に上・下水管が埋設されており、500メートル圏内には「ゆきざね歯科医院」「井手内科胃腸科」「浜崎整形外科」の2以上の医療施設が存するため第3種農地となり、原則転用ができることとなります。

上・下水道は、東側の市道内の公共上・下水道管に接続し、雨水排水は南側新設側溝及び東側の既存水路を經由し、更に東側の既存水路へ排水する計画です。また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上、番号1から番号7までは、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

議長：

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件を議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされております。

私の案件がございますので、議長を会長代理と交代し、退席いたしますので、よろしくをお願いします。

(退室案内) (議長交代)

会長代理：

それでは、議長を交代しました。
引き続き議案の審査を行います。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページをお願いします。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転についてご説明します。

番号1は、八坂地内の田5筆、畑3筆の合計8筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書7ページ、番号2は、光行地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、古飯地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、古飯地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に議案書8ページ、番号5は、上西鯨坂地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号6は、横隈地内の田6筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書9ページ、番号7は、下岩田地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号8は、下岩田地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

会長代理：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

会長代理：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

会長代理：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長代理：

全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

それでは委員の入室を許可し、議長を交代します。

(入室案内) (議長交代)

議長：

会長代理、ありがとうございました。

議事を進めます。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題とします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書10ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、ご説明します。

番号1は、干潟地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構と賃貸借されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借1件について、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

議長：

次に、関連がありますので、議案第5号、「令和4年度最適化活動推進委員等の活動実績」について、議案第6号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、別に配布しました議案第5号をご覧ください。

はじめに、議案第5号「令和4年度最適化活動推進委員等の活動実績」についてご説明いたします。

昨年総会で、議案として上程しました「最適化活動の目標設定」についてご説明させていただき、ご承認いただきました。委員各位におかれましては、昨年度この目標に基づいて活動していただき、報告書をご提出いただいたところです。お手元にお配りしたA3横の実績について、ご説明いたします。

(活動実績の説明)

次に、議案第6号、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、こちらもお配りしてあります議案書を基にご説明いたします。

(配布資料を基に説明)

委員各位におかれましては、議案第5号及び議案第6号の実績から、小郡市農業委員会の最適化活動について、全体的なご意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、出された意見については、公表するとともに、県知事へ報告することになっておりますことを申し添えます。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、「令和4年度最適化活動推進委員等の活動実績」について、議案第6号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、の2件につきまして、第2分科会で慎重に審査しましたが、意見なしとなりました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
報告を踏まえて、皆さんからの意見を求めたいと思います。
はじめに、議案第5号について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議長：

ありがとうございました。
次に、議案第6号について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議長：

ありがとうございました。本件については、意見の聴取ですので、出された意見について事務局でまとめ、遺憾の無いように公表また報告をお願いします。

議長：

次に議案第7号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは別に配布しました議案第7号をご覧ください。
議案第7号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について説明いたします。
昨年の総会においても説明しましたが、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況や目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表・報告することになっています。

令和5年度の目標設定についてご提案いたします。

(資料を基に説明)

以上、提案説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

第2分科会長

ご報告いたします。

議案第7号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

議長：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成ですので、議案第7号は原案通り承認いたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の11ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出9件につきまして報告いたします。

番号1は、古飯地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。
番号2は、古飯地内の田1筆です。
売買のために、合意解約されたものです。
番号3は、福童地内の田1筆です。
売買のために、合意解約されたものです。
議案書の12ページをご覧ください。
番号4は、上西鰯坂地内の田1筆です。
売買のために、合意解約されたものです。
番号5は、干潟地内の田3筆です。
貸し主の都合のために、合意解約されたものです。
番号6は、稲吉地内の田2筆です。
貸し主の都合のために、合意解約されたものです。
議案書の13ページをご覧ください。
番号7は、井上地内の畑7筆です。
貸し主の都合のために、合意解約されたものです。
番号8は、下岩田地内の田1筆です。
売買のために、合意解約されたものです。
議案書の14ページをご覧ください。
番号9は、下岩田地内の田1筆です。
売買のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。

露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。

露天資材置場を設置するため、届出が提出されたものです。

番号2は、横隈地内の田1筆です。
宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、議案書18ページから20ページ、番号1から番号3までの3団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1から番号3まで、それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

議長：

お諮（はか）りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

議長：

以上で、令和5年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年5月12日（月） 午後3時16分閉会

小郡市農業委員会